



2024年10月11日

各 位

会 社 名 サムティホールディングス株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 小川 靖展
(東証プライム市場・コード187A)
問 合 せ 先 経営企画部 IR室長 定塚 泉美
電 話 番 号 03-5224-3139

会 社 名 S o n g B i d c o 合 同 会 社
代 表 者 名 代表社員 Song Holdings 合同会社
職 務 執 行 者 Colm John O'Connell

**Song Bidco 合同会社によるサムティホールディングス株式会社（証券コード：187A）の
株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ**

Song Bidco 合同会社は、本日、サムティホールディングス株式会社の普通株式を別添のとおり公開買付けにより取得することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

以 上

本資料は、Song Bidco 合同会社（公開買付者）が、サムティホールディングス株式会社（公開買付けの対象者）に行った要請に基づき、金融商品取引法施行令第30条第1項第4号に基づいて公表を行うものです。

(添付資料)

- ・2024年10月11日付「サムティホールディングス株式会社（証券コード：187A）の株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」
- ・2024年10月11日付「ヒルハウスがサムティホールディングスの公開買付けを発表」

各 位

会社名 Song Bidco 合同会社
代表者名 代表社員 Song Holdings 合同会社
職務執行者 Colm John O' Connell

**サムティホールディングス株式会社（証券コード：187A）の株式に対する
公開買付けの開始に関するお知らせ**

Song Bidco 合同会社（以下「公開買付者」といいます。）は、本日、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）プライム市場に上場しているサムティホールディングス株式会社（以下「対象者」といいます。）の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）を金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）に基づく公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本公開買付けの内容

- (1) 対象者の名称
サムティホールディングス株式会社
- (2) 買付け等を行う株券等の種類
普通株式
- (3) 買付け等の期間
2024年10月15日(火曜日)から2024年11月26日(火曜日)まで(30営業日)
- (4) 買付け等の価格
普通株式1株につき金3,300円
- (5) 買付予定の株券等の数
買付予定数 32,230,399株
買付予定数の下限 15,127,400株
買付予定数の上限 1株
- (6) 決済の開始日
2024年12月3日(火曜日)
- (7) 公開買付代理人
大和証券株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

2. 本公開買付けの概要

公開買付者は、本公開買付けを通じて東京証券取引所プライム市場に上場している対象者株式（ただし、対象者が所有する自己株式及び本不応募合意株式（以下に定義します。以下同じです。）を除きます。）の全てを所有し、対象者の事業活動を支配及び管理することを主な目的として、2024年9月13日に設立された合同会社です。本日現在、公開買付者の持分の全ては、Hillhouse Investment Management, Ltd.（その関係会社及びその他の関連事業体を含め、以下「ヒルハウス」といいます。）が管理、助言

又は運営するファンドが発行済株式の全てを間接的に所有する RS HCO Investment HK Holdings, Limited (以下「HK HoldCo」といいます。)によってその持分の全てを所有されている Song Holdings 合同会社 (以下「公開買付者親会社」といいます。)によって所有されております。なお、本日現在、ヒルハウス、HK HoldCo、公開買付者親会社及び公開買付者は、対象者株式を所有しておりません。

ヒルハウスは、2005年に設立され、企業及び経営陣との長期的な提携に特化したグローバルなオルタナティブ投資運用会社です。ヒルハウスは、約20年に及ぶ経験を経て、上場株式、プライベート・エクイティ (買収、ベンチャー・キャピタル、成長戦略を含みます。)、プライベートクレジット、リアルアセット等にわたる幅広い投資戦略を展開し、大規模なオルタナティブ資産運用会社に成長しました。ヒルハウスは、ヘルスケア、ビジネス・サービス、コンシューマー、インダストリアルセクターに属する持続可能で先進的な企業との提携を目指し、業界をリードすることを目指しています。ヒルハウスは、シンガポールで設立され、世界各地の拠点において、18カ国以上における合計450人超の投資及び事業運営に精通したプロフェッショナルからなる国際的なチームが、非営利財団、寄附金、年金基金を含むグローバルな機関投資家の資本を運用しております。

ヒルハウスは、2020年にヒルハウスの広範なプラットフォームを補完することを目的として、Rava Partners と呼ばれる不動産を軸とした投資戦略 (以下「Rava Partners」といいます。)をその現シニアマネジメントとともに立ち上げました。Rava Partners は、アジア太平洋地域の新しい経済を支える物理的なインフラを構築するために、ビジネスリーダーと提携し、リアルアセットに投資しております。Rava Partners は、アジア経済の成長分野である、教育、物流・インダストリアル、ライフサイエンス・ヘルスケア、デジタルインフラストラクチャーその他のアセット分野において、企業の成長を支えています。Rava Partners は立上げから現在までに、Rava Partners 及びヒルハウスが運営するファンドを代表して、16社の不動産会社に対し、合計35億米ドル以上を投資した実績を有しております。

今般、HK HoldCo は、本日、対象者との間で Capital and Business Alliance Agreement を締結し、当該契約に基づき、(i)公開買付者が、対象者株式を対象とした本公開買付けを実施すること、及び(ii)本公開買付けにおいて対象者株式の全て (ただし、対象者が所有する自己株式及び本不応募合意株式を除きます。)を取得できなかった場合には、本スクイーズアウト手続 (以下に定義します。)を実施することにより、対象者株式を非公開化することを目的とした一連の取引 (以下「本取引」といいます。)の一環として、本公開買付けを実施することを決定いたしました。

公開買付者は、本公開買付けの実施にあたり、本日付で、対象者の第3位株主である森山茂氏 (以下「森山氏」といいます。)との間で、その所有する対象者株式 (所有株式：1,376,572株、所有割合 (注1)：2.68%)の全てについて本公開買付けに応募する旨の契約を、第6位株主である有限会社剛ビル (以下「剛ビル」といいます。)との間で、その所有する対象者株式 (所有株式：1,220,000株、所有割合：2.38%)の全てについて本公開買付けに応募する旨の契約を、第9位株主である江口和志氏 (以下「江口氏」といいます。、森山氏、剛ビル及び江口氏を総称して「応募予定株主」といいます。)との間で、その所有する対象者株式 (所有株式：504,524株、所有割合：0.98%)の全てについて本公開買付けに応募する旨の契約を、それぞれ締結し、各応募予定株主が所有する対象者株式の全て (合計所有株式：3,101,096株、所有割合の合計：6.04%)を本公開買付けに応募する旨の合意をしております。

また、公開買付者は、本日付で、対象者の筆頭株主である株式会社大和証券グループ本社 (以下「大和証券グループ」といいます。) (所有株式：17,828,612株、所有割合：34.75%)及び第5位株主である大和P I パートナーズ株式会社 (以下「大和P I」といいます。) (所有株式：1,250,000株、所有割合：2.44%) (以下、大和証券グループ及び大和P Iを総称して「不応募合意株主」といいます。)との間で Non-Tender Cooperation Agreement を締結し、各不応募合意株主が所有する対象者株式の全て (合計所有株式：19,078,612株、所有割合の合計：37.18%。以下、総称して「本不応募合意株式」といいます。)について本公開買付けに応募しないこと、及び、本株式併合 (下記「3. 本公開買付け後の組

織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」で定義します。以下同じです。）の効力発生後に、公開買付者と対象者との間で本三角合併（以下に定義します。）を実施することを合意しております。

加えて、公開買付者は、大和証券グループとの間で、本株式併合の効力発生後に、本取引後の対象者の運営並びに対象者の株式の取扱いに関する内容を含む株主間契約を締結することを予定しております。

（注1） 「所有割合」とは、対象者が2024年10月11日に公表した「2024年12月期 第三四半期決算短信〔日本基準〕（連結）」（以下「対象者決算短信」といいます。）に記載された2024年8月31日現在の発行済株式総数（51,309,061株）から、対象者決算短信に記載された同日現在の対象者が所有する自己株式数（50株）を控除した株式数である51,309,011株に対する割合（少数点以下第三位を四捨五入しております。以下、所有割合の計算において同じです。）をいいます。

本公開買付けにおいては、買付予定数の下限を、15,127,400株（所有割合：29.48%）に設定しており、本公開買付けに応募された株券等（以下「応募株券等」といいます。）の数の合計が買付予定数の下限（15,127,400株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。他方、公開買付者は、本公開買付けにおいて対象者株式（ただし、対象者が所有する自己株式及び本不応募合意株式を除きます。）の全てを取得し、対象者株式を非公開化することを目的としておりますので、買付予定数の上限を設定しておらず、応募株券等の総数が買付予定数の下限（15,127,400株）以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。なお、買付予定数の下限（15,127,400株）は、対象者決算短信に記載された2024年8月31日現在の対象者の発行済株式総数（51,309,061株）から、対象者決算短信に記載された同日現在の対象者が所有する自己株式数（50株）を控除した株式数（51,309,011株）に係る議決権数（513,090個）に3分の2を乗じた数（342,060個）（小数点以下を切り上げております。）から、本不応募合意株式数（19,078,612株）に係る議決権数（190,786個）を控除した議決権数（151,274個）に、単元株式数である100株を乗じた株式数（15,127,400株）に設定しております。

かかる買付予定数の下限を設定したのは、公開買付者は、本公開買付けにおいて対象者株式の全て（ただし、対象者が所有する自己株式及び本不応募合意株式を除きます。）を取得できなかった場合には、下記「3. 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載のとおり、対象者に対し、対象者の株主を公開買付者及び本不応募合意株主のみとし、対象者株式を非公開化するための一連の手続（以下「本スクイーズアウト手続」といいます。）の実施を要請する予定であるところ、本スクイーズアウト手続として本株式併合を実施する際には、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。）第309条第2項に規定する株主総会における特別決議が要件とされているため、当該手続が確実に実行可能となるよう、本公開買付け成立後において公開買付者が所有する対象者の議決権の数並びに本不応募合意株式に係る対象者の議決権の数の合計が、対象者の総株主の議決権の数の3分の2超となるようにするためです。

公開買付者は、本公開買付けが成立した場合、本公開買付けに係る決済に要する資金を、公開買付者親会社から最大110,000,000千円の資金の提供（以下「本親会社出資」といいます。）を受けることにより賄うことを予定しており、本公開買付けの成立等を条件として、本公開買付けに係る決済開始日の前営業日までに本親会社出資を受けることを予定しております。

本取引は、①本公開買付け、②本公開買付けが成立した場合であって、公開買付者が本公開買付けにおいて、対象者株式の全て（ただし、対象者が所有する自己株式及び本不応募合意株式を除きます。）を取得できなかった場合に対象者が行う本株式併合を通じて、対象者の株主を公開買付者及び大和証券グループのみ（注2）とすること、及び③本株式併合の効力発生を条件として、公開買付者を吸収合併存続会社とし、対象者を吸収合併消滅会社とする吸収合併を行うこと（なお、対象者の株主である大和証券グループは、かかる吸収合併の対価として、公開買付者親会社の持分を取得する予定です。かかる吸収合併を以下「本三角合併」といいます。）から構成されます。

(注2) 本公開買付けの成立後、本株式併合の実施前に、大和P Iは、その所有する対象者株式の全て(所有株式:1,250,000株、所有割合:2.44%)を完全親会社である大和証券グループに譲渡する予定です。その結果、本株式併合の実施時点においては、大和証券グループが本不応募合意株式の全て(合計所有株式:19,078,612株、所有割合の合計:37.18%)を所有することになります。

大和証券グループは、対象者との資本関係を継続し、対象者の企業価値の最大化を図る観点から、本公開買付け成立後も継続して対象者の運営に関与する予定であり、本取引後においては、公開買付者親会社の持分を所有することが予定されています。そのため、本三角合併は、大和証券グループが公開買付者親会社の持分を取得することを目的として実施されるものとなります。また、本三角合併の合併比率を定めるにあたっては、公開買付価格の均一性(法第27条の2第3項)の趣旨に反しないよう、対象者株式の価値は本公開買付けにおける買付け等の価格(以下「本公開買付価格」といいます。)を上回らない価格で評価し、その結果、本三角合併後の大和証券グループの公開買付者親会社における持分比率は、本株式併合の実施直前における大和証券グループの対象者における所有割合を超えない割合とする予定です。

3. 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)

公開買付者は、上記「2. 本公開買付けの概要」に記載のとおり、本公開買付けにより、対象者株式(ただし、対象者が所有する自己株式及び本不応募合意株式を除きます。)の全てを取得できなかった場合には、本公開買付けの成立後、対象者に対し、以下の方法により、対象者の株主を公開買付者及び大和証券グループのみとし、対象者株式を非公開化することを目的とした本スクイーズアウト手続を実施することを予定しております。

具体的には、公開買付者は、本公開買付けの決済完了後速やかに、会社法第180条に基づき対象者株式の併合(以下「本株式併合」といいます。)及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)を2025年1月下旬を目途に開催することを対象者に要請する予定です。なお、公開買付者は、対象者の企業価値向上の観点から、本臨時株主総会を可能な限り早期に開催することが望ましいと考えており、本公開買付けの決済の開始後の近接する日(本日現在において、2024年12月上旬を予定しております。)が本臨時株主総会の基準日となるように、対象者に対して基準日設定公告を行うことを要請する予定です(なお、本日現在未定ですが、公開買付期間中に基準日設定公告が行われる可能性もあります)。対象者が2024年10月11日付で公表した「Song Bidco 合同会社による当社株式に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」によれば、対象者は、公開買付者からかかる要請を受けた場合には、かかる要請に応じる予定とのことです。なお、公開買付者及び本不応募合意株主(注3)は、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定です。

(注3) 本公開買付けの成立後、本株式併合の実施前に、大和P Iは、その所有する対象者株式の全て(所有株式:1,250,000株、所有割合:2.44%)を完全親会社である大和証券グループに譲渡する予定です。

本臨時株主総会において本株式併合の議案について承認された場合には、本株式併合がその効力を生ずる日において、対象者の株主の皆様は、本臨時株主総会において承認された本株式併合の割合に応じた数の対象者株式を所有することとなります。本株式併合により株式の数に1株に満たない端数が生じるときは、端数が生じた対象者の株主の皆様に対して、会社法第235条その他の関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数(合計した数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。以下同じです。)に相当する対象者株式を対象者又は公開買付者に売却すること等によって得られる金銭が交付されることとなります。

当該端数の合計数に相当する対象者株式の売却価格については、当該売却の結果、本公開買付けに応

募されなかった対象者の各株主の皆様（ただし、公開買付者、大和証券グループ及び対象者を除きます。）に交付される金銭の額が、本公開買付価格に当該各株主が所有していた対象者株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定した上で、裁判所に対して任意売却許可の申立てを行うことを対象者に対して要請する予定です。また、本株式併合の割合は、本日現在において未定ですが、公開買付者が対象者の発行済株式の全て（ただし、対象者が所有する自己株式及び本不応募合意株式を除きます。）を所有することとなるよう、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主の皆様（ただし、公開買付者、大和証券グループ及び対象者を除きます。）の所有する対象者株式の数が1株に満たない端数となるよう決定するよう要請する予定です。本株式併合に関する具体的な手続については、公開買付者と対象者との間で協議の上、決定次第、対象者が速やかに公表する予定です。

本株式併合に関連する少数株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、本株式併合により株式の数に1株に満たない端数が生じるときは、会社法第182条の4及び第182条の5その他の関係法令の定めに従って、対象者の株主の皆様（ただし、公開買付者、大和証券グループ及び対象者を除きます。）は、対象者に対し、その所有する株式のうち1株に満たない端数となるものの全部を公正な価格で買い取ることを請求することができる旨及び裁判所に対して対象者株式の価格決定の申立てを行うことができる旨が定められております。

上記のとおり、本株式併合においては、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主の皆様（ただし、公開買付者、大和証券グループ及び対象者を除きます。）の所有する対象者株式の数は1株に満たない端数となる予定ですので、本株式併合に反対する対象者の株主の皆様（ただし、公開買付者、大和証券グループ及び対象者を除きます。）は、上記申立てを行うことができるようになる予定です。なお、上記申立てがなされた場合の対象者株式の買取価格は、最終的には裁判所が判断することになります。

なお、譲渡制限付株式報酬として対象者の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除きます。）及び執行役員並びに対象者の完全子会社であるサムティ株式会社の執行役員（以下「本執行役員」といいます。）に付与された対象者の譲渡制限付株式（以下「本譲渡制限付株式」といいます。）については、本譲渡制限付株式に係る割当契約書において、(a)譲渡制限期間中に、株式の併合（当該株式の併合により本譲渡制限付株式の割当者の有する本譲渡制限付株式が1株に満たない端数のみとなる場合に限り。）に関する事項が対象者の株主総会で承認された場合（ただし、株式の併合の効力発生日が譲渡制限期間の満了時より前に到来するときに限り。）には、対象者の取締役会の決議により、2024年6月（本執行役員については2024年3月）から当該承認の日（以下「スクイーズアウト承認日」といいます。）を含む月までの月数を10（本執行役員については13）で除した数（ただし、計算の結果1を超える場合には1とします。）に、スクイーズアウト承認日において本譲渡制限付株式の割当者が所有する本譲渡制限付株式の数を乗じた数（ただし、計算の結果1株未満の端数が生じる場合には、これを切り捨てるものとします。）の本譲渡制限付株式について、株式の併合の効力発生日の前営業日の直前時をもって、譲渡制限を解除するとされ、(b)上記(a)に規定する場合には、対象者は、当該株式の併合の効力発生日の前営業日をもって、同日において譲渡制限が解除されていない本譲渡制限付株式の全てを無償で取得するとされており、本株式併合の手続においては、上記割当契約書の(a)の規定に従い、本株式併合の効力発生日の前営業日の直前時において譲渡制限が解除された本譲渡制限付株式については、本株式併合の対象とし、上記割当契約書(b)の規定に従い、本株式併合の効力発生日の前営業日をもって譲渡制限が解除されていない本譲渡制限付株式については、対象者において無償取得する予定です。

上記の手続については、関係法令の改正、施行、当局の解釈等の状況によっては、実施の方法及び時期に変更が生じる可能性があります。ただし、その場合でも、本公開買付けに応募されなかった対象者の各株主の皆様（ただし、公開買付者、大和証券グループ及び対象者を除きます。）に対しては、最終的に金銭を交付する方法が採用される予定であり、その場合に当該各株主に交付される金銭の額については、本公開買付価格に当該各株主が所有していた対象者株式の数を乗じた価格と同一になるよう算定される予定です。

なお、本株式併合が2025年3月31日までに完了することが見込まれる場合には、公開買付者は、対象者に対して、本株式併合が完了していることを条件として、2024年12月期に係る2025年3月下旬開催予定の対象者の定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）で権利を行使することのできる株主を、本株式併合完了後の株主のみとするため、定時株主総会の議決権の基準日の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを要請する予定です。そのため、対象者の2024年12月31日の株主名簿に記載又は記録された株主であっても、本定時株主総会において権利を行使できない可能性があります。

以上の場合における具体的な手続及びその実施時期等については、公開買付者及び対象者間で協議の上、決定次第、対象者が速やかに公表する予定です。なお、本公開買付けは、本臨時株主総会における対象者の株主の皆様のご賛同を勧誘するものではありません。また、本公開買付けへの応募又は上記の各手続における税務上の取扱いについては、対象者の株主の皆様が自らの責任にて税理士等の専門家にご確認いただきますようお願いいたします。

なお、公開買付者は、上記「2. 本公開買付けの概要」に記載のとおり、本スクイーズアウト手続を実施した後に本三角合併を実施することを予定しております。

4. 上場廃止となる見込みがある旨及びその理由

対象者株式は、本日現在、東京証券取引所プライム市場に上場されておりますが、公開買付者は、本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、対象者株式は東京証券取引所の上場廃止基準に従い、対象者株式は、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。

また、本公開買付けに係る手続が完了した時点では当該基準に該当しない場合でも、本公開買付けが成立した後に、上記「3. 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載の本スクイーズアウト手続を実行することを予定しており、その場合、対象者株式は、東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となります。なお、上場廃止後は、対象者株式を東京証券取引所プライム市場において取引することはできません。

以 上

【勧誘規制】

本プレスリリースは、本公開買付けを一般に公表するための記者発表文であり、売付けの勧誘を目的として作成されたものではありません。売付けの申込みをされる際は、必ず本公開買付けに関する公開買付説明書をご覧いただいた上で、株主ご自身の判断で申込みを行ってください。本プレスリリースは、有価証券に係る売却の申込み若しくは勧誘、購入申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものではなく、本プレスリリース（若しくはその一部）又はその配布の事実が本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。

【米国規制】

本公開買付けは、日本で設立された会社である対象者の普通株式を対象としています。本公開買付けは日本の金融商品取引法に定める手続及び情報開示基準に準拠して行われるものとし、その手続及び基準は、米国で適用される手続及び情報開示基準とは必ずしも同一ではありません。特に、米国 1934 年証券取引所法 (Securities Exchange Act of 1934) (その後の改正を含みます。以下同じとします。) 第 13 条 (e) 又は第 14 条 (d) 及びこれらの条項に基づく規則は本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手続及び基準に沿ったものではありません。本プレスリリース中に含まれる財務情報は、日本の会計基準に基づいた情報であり、当該会計基準は、米国その他の国における一般会計原則と大きく異なる可能性があります。また、公開買付者は米国外で設立された法人であり、その役員の全部又は一部が米国居住者ではないため、米国の証券関連法を根拠として、米国の証券関連法に基づき発生する権利又は要求を行使することが困難となる可能性があります。米国の証券関連法の違反を根拠として、米国外の法人及びその役員に対して、米国外の裁判所において法的手続を取ることができない可能性があります。加えて、米国外の法人並びに当該法人の子会社及び関連者 (affiliate) に米国の裁判所の管轄が認められるとは限りません。

公開買付者及び対象者の各ファイナンシャル・アドバイザー並びに公開買付代理人（それらの関連者 (affiliate) を含みます。）は、それらの通常の業務の範囲において、日本の金融商品取引法制上許容される範囲で、米国 1934 年証券取引所法 (Securities Exchange Act of 1934) 規則 14e-5 (b) の要件に従い、対象者株式を自己又は顧客の勘定で本公開買付けの開始前、又は公開買付期間中に本公開買付けによらず買付け等又はそれに向けた行為を行う可能性があります。そのような買付け等は市場取引を通じた市場価格、若しくは市場外での交渉で決定された価格で行われる可能性があります。そのような買付け等に関する情報が日本で開示された場合には、当該買付け等を行なった者の英語ウェブサイト（又はその他の公開開示方法）においても開示が行われます。

本公開買付けに関する全ての手続は、特段の記載がない限り、全て日本語で行われるものとします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部は英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存在した場合には、日本語の書類が優先するものとします。

本プレスリリースには、米国 1933 年証券法 (Securities Act of 1933) (その後の改正を含みます。) 第 27A 条及び米国 1934 年証券取引所法 (Securities Exchange Act of 1934) 第 21E 条で定義された「将来に関する記述」 (forward-looking statements) が含まれています。既知又は未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、実際の結果が「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された内容と大きく異なる可能性があります。公開買付者又はその関連者 (affiliate) は、「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された結果が達成されることを保証するものではありません。本プレスリリースの中の「将来に関する記述」は、本プレスリリースの日付の時点で公開買付者が有する情報を基に作成されたものであり、法令又は金融商品取引所規則で義務付けられている場合を除き、公開買付者及びその関連者 (affiliate) は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を変更又は修正する義務を負うものではありません。

会社法に従って株主による単元未満株式の買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続に従い公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

【その他の国】

国又は地域によっては、本プレスリリースの発表、発行又は配布に法律上の制限が課されている場合があります。かかる場合はそれらの制限に留意し、遵守してください。本公開買付けに関する株券の買付け

等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘をしたことにはならず、単に情報としての資料配布とみなされるものとします。

ヒルハウスがサムティホールディングスの公開買付けを発表

2024年10月11日、東京 - ヒルハウス・インベストメント・マネジメント、ヒルハウスの不動産投資戦略を担う Rava Partners および関連会社（以下、総称して「ヒルハウス」）は本日、Song Bidco 合同会社（以下、「公開買付者」）を通じて、サムティホールディングス株式会社（証券コード 187A。以下、「サムティホールディングス」）の普通株式を対象とする公開買付けに関するお知らせを発表しました（以下、「本公開買付け」）。公開買付期間は2024年10月15日から2024年11月26日までとしています。

ヒルハウスは、サムティホールディングスの株式時価総額を約1,690億円と評価し、1株当たり3,300円で公開買付けを開始します。本公開買付けは、サムティホールディングスの上場来高値の株価に対して14.1%のプレミアムを付しており、PBR1.4倍に相当します。なお、ヒルハウスは、本取引に必要な資金を全額自己資金で賄う予定です。当社は、サムティホールディングスの株主の皆様にとって本公開買付けは現在の株価よりも高い金額を前提とした魅力的な売却機会であると考えています。

サムティホールディングスの取締役会は、同社が設置した特別委員会の意見に基づき、本日、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、同社の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨することを表明しております。さらに、サムティホールディングスの筆頭株主である株式会社大和証券グループ本社（以下、「大和証券グループ本社」）および第5位株主である大和PIパートナーズ株式会社（両社による持分合計37.18%）は、本公開買付けにあたって公開買付者と不応募契約を締結しました。大和証券グループ本社は、今後もサムティホールディングスとの資本関係を継続し、サムティホールディングスの企業価値最大化を図る観点から、ヒルハウスとともにサムティホールディングスの成長をサポートします。

サムティホールディングスは、その子会社であるサムティ株式会社を通じて、1982年の創業以来、急成長中のデベロッパーとして、日本全国で不動産資産の開発、運営、管理を行っています。サムティホールディングスは、将来の成長機会を捉え、企業価値を向上させるという長期戦略に沿って、長期的な資産運用における豊富な専門知識、不動産分野における経験、優良な投資実績、事業開発への強いコミットメントを有するヒルハウスを戦略的パートナーとして選定しました。

本公開買付け完了後、ヒルハウスは、(a) ヒルハウスの資金調達能力と国際的な投資家ネットワークを活用し、サムティホールディングスのアセットマネジメント事業の強化、(b) 開発ファンドおよびコアファンドの設立を通じた資本効率の改善、(c) 企業価値向上およびガバナンス強化のための施策の実施、(d) 国内外の投資機会の紹介等によってサムティホールディングスの長期的な変革に貢献する予定です。これらの取り組みにはリスクを伴うものもあり、収益

や資金需要が不安定になりやすいことから、ヒルハウスは、サムティホールディングスが非上場企業として上記施策に取り組むことが最適の選択と考えています。

ヒルハウスの共同最高投資責任者であるマイケル・イーは、「アセットマネジメント事業構築における当社の専門性が、サムティホールディングスのビジネスモデルの転換と持続的成長の実現に貢献できると確信しています。卓越した経営実績を掲げるサムティホールディングスの経営陣と協力し、同社が日本市場を牽引する存在として長期的な成長を実現できるようサポートします」とコメントしています。

ヒルハウスのパートナーであり、Rava Partners の共同責任者でもあるジョー・ギャグノンは、「サムティホールディングスは、高品質な集合住宅とホテルの強力なポートフォリオを誇り、これらの資産の開発と管理に実績があります。デベロッパーをアセット・マネージャーへと変貌させた我々の経験を生かし、同社の成長をサポートできることを嬉しく思います」とコメントしています。

ヒルハウスのシニア・アドバイザーを務める瀬口二郎氏は、「私は、ヒルハウスが過去 15 年にわたり、上場株式投資から始まり、最近ではプライベート・エクイティに投資戦略を拡充するに至るまで、日本への投資を見てきました。今回の重要な投資は、日本企業の現地での成長とグローバルな競争を支援するという、この市場への長期的なコミットメントを強調するものです」とコメントしています。

サムティホールディングスの小川靖展 CEO は、「当社は、今後の持続的な成長を一層促進するためにビジネスモデルの大きな転換を進めます。当社は、キャピタルゲインに依存したビジネス構造から強固な収益基盤の構築を目指し、戦略的 M&A を活用しながら事業の拡大と効率化を図ります。最終的な目標として、当社は本件非公開化のプロセスを経てビジネスモデルの転換を図ります。日本の住宅セクターが活況を呈する中、当社はこの分野でのポジショニングを強化し、全国規模でのファンドマネジメント事業の拡大を目指します。特に集合住宅分野において、さらなる成長ステージに進むため、ヒルハウスの専門知識と金融支援を歓迎しております。このビジネスモデルの転換は、当社が目指す持続可能な成長のための重要な一歩です。本件非公開化を通じて、さらなる柔軟性を持ちながらこの新たな収益モデルを確立し、投資家に対して長期的な価値創出を実現します」とコメントしています。

大和証券グループ本社の代表執行役社長（CEO）である荻野明彦氏は、「当社は、外部環境に左右されにくい収益構造の確立に向けて、不動産アセットマネジメントビジネスの強化に取り組んでいます。今回の取引を通じて、サムティは現状のデベロッパーモデルから安定的なインカムゲイン主体のリカーリングモデルへの収益構造及びビジネスモデルの転換が図られると共に持続的な成長ステージにシフトできるものと考えています。本件は、当社の中期経営

計画で掲げるアセットマネジメント戦略と合致しており、非常に意義深いものであると高く評価しています」とコメントしています。

本件は三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券株式会社がリード・ファイナンシャル・アドバイザーを務め、Deutsche Bank AG および JP モルガン証券株式会社が共同ファイナンシャル・アドバイザーとして関与しています。

以上

ヒルハウスについて

ヒルハウス・インベストメント・マネジメントは、約 20 年前にイェール大学基金から出資を受けて設立された、世界最大級のグローバルなオルタナティブ投資運用会社です。当社は、米国、欧州、アジアおよび中東の大学基金、その他基金、ソブリン・ウェルス・ファンド等の資産を運用しています。ヒルハウスの目標は、すべてのステークホルダーに永続的な価値を創造する、持続可能で先進的な企業をサポートすることです。ヒルハウスの投資戦略は多岐に亘り、バイアウト案件から不動産(Rava Partners)、プライベート・クレジット(Elham Credit)を含む幅広い分野に投資を実行しています。ヒルハウスは設立されたシンガポールを皮切りに、ニューヨーク、ロンドン、ムンバイ、香港、アムステルダム、シドニー、上海、北京等に拠点を拡大し、現在は世界各国で合計 450 人超 18 か国以上の国籍からなるチームを有しています。また、当社は、世界 30 か国以上で数十億ドル規模のトランザクションのクローリング実績を有しています。

詳細はウェブページをご覧ください。

www.hillhouseinvestment.com

Rava Partners について

Rava Partners は、2020 年にヒルハウスの不動産投資戦略を担うために設立されました。Rava Partners は、アジア太平洋地域の新しい経済を支える物理的なインフラを構築するために、ビジネスリーダーと提携し、不動産に投資しています。Rava Partners は、アジア経済の成長分野である、教育、物流・インダストリアル、ライフサイエンス・ヘルスケア、デジタルインフラストラクチャーその他の分野において投資を実行し、企業の成長を支えています。設立以降、Rava Partners は、Rava Partners と Hillhouse の資金を 16 社の不動産会社に合計 35 億米ドル以上投資しています。

詳細はウェブページをご覧ください。

www.ravapartners.com

大和証券グループ本社について

大和証券グループ本社は、国内外で証券関連業務を展開する大和証券グループの持株会社です。大和証券グループは、ウェルスマネジメント部門、アセットマネジメント部門、GM & IB 部門を中核に据え、日本全国 182 の店

舗網（大和証券）による強力な国内基盤と、世界 23 カ国・地域の拠点を中心としたグローバルネットワークを有しています。お客様の状況や経済環境に応じた最善・最適で質の高いソリューションを提供することで、「お客様の資産価値最大化」に貢献しています。

<https://www.daiwa-grp.jp/>

本件に関するお問い合わせ先

ヒルハウス・インベストメント広報代理

エデルマン・スミスフィールド・ジャパン

大坪／佐藤／下（しも）

電話番号 080-1333-7332 / 070-1345-3692

Eメール：EJKKFinComm@edelmansmithfield.com

大和証券グループ本社

広報部

Eメール：press@daiwa.co.jp